

公 示

公示第91号

「登録運転者等に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

「登録運転者等に対する行政処分等の基準について」(平成26年10月7日付け公示第46号)を別紙のとおり一部改正する。

令和8年3月31日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別紙 登録運転者等に対する行政処分等の基準について

| 改 正 | 現 行 |
|---|---|
| <p data-bbox="120 304 300 336">公示第46号</p> <p data-bbox="280 392 922 424">登録運転者等に対する行政処分等の基準について</p> <p data-bbox="91 477 1113 592">タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第9条の規定に基づく登録の取消し等の行政処分等を行う際の基準を別紙のとおり定めたので、公示する。</p> <p data-bbox="120 691 409 722">平成26年10月7日</p> <p data-bbox="472 820 851 852">北陸信越運輸局長 徳永 泉</p> <p data-bbox="96 906 309 979">1. ～ 3. （略） 別表</p> <p data-bbox="147 1034 309 1066">附 則（略）</p> <p data-bbox="147 1120 936 1152"><u>附 則（令和8年3月31日付け公示第91号で一部改正）</u></p> <p data-bbox="125 1165 965 1197"><u>1. 本公示は、令和8年4月1日以降の違反行為から適用する。</u></p> <p data-bbox="125 1206 1113 1279"><u>2. 令和8年3月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。</u></p> | <p data-bbox="1153 304 1332 336">公示第46号</p> <p data-bbox="1312 392 1955 424">登録運転者等に対する行政処分等の基準について</p> <p data-bbox="1126 477 2148 592">タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第9条の規定に基づく登録の取消し等の行政処分等を行う際の基準を別紙のとおり定めたので、公示する。</p> <p data-bbox="1153 691 1442 722">平成26年10月7日</p> <p data-bbox="1503 820 1881 852">北陸信越運輸局長 徳永 泉</p> <p data-bbox="1160 906 1373 979">1. ～ 3. （略） 別表</p> <p data-bbox="1180 1034 1341 1066">附 則（略）</p> |

改 正

別表

| タクシー業務適正化特別措置法 | 違反行為 | | 基準 | | | |
|---|----------------------------|---|-----------|-----------------|-----------|------|
| | 適用条項 | 事 項 | 初違反 | | 再違反 | |
| | | | 再登録禁止期間 | 違反点数 | 再登録禁止期間 | 違反点数 |
| 第9条第1項第1号 | タクシー業務適正化特別措置法第8条 | 登録事項の変更等の届出 | 警告 | 1 | 警告 | 2 |
| | タクシー業務適正化特別措置法第13条 | 運転者証の表示義務違反 | 警告 | 1 | 警告 | 2 |
| | タクシー業務適正化特別措置法第18条 | 運転者証の譲渡等の禁止 | 40日 | | 80日 | |
| | タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項 | タクシー乗車禁止地区における乗車 | 40日 | | 80日 | |
| | タクシー業務適正化特別措置法第47条 | 運転者証等類似不正表示禁止違反 | 40日 | | 80日 | |
| | 道路運送法第4条第1項 | 無許可経営 | 60日 | | 120日 | |
| | 道路運送法第9条の3第1、3項及び道路運送法第10条 | 不当運賃收受等 | 20日 | | 40日 | |
| | 道路運送法第13条 | 運送引受義務違反等 | 30日 | | 60日 | |
| | 道路運送法第14条 | 運送の順序違反 | 10日 | | 20日 | |
| | 道路運送法第20条 | 営業区域外旅客運送違反(注2) | 警告 | 2 | 警告 | 4 |
| | 道路運送法第30条第1項 | 不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害 | 20日 | | 40日 | |
| | 道路運送法第30条第2項 | 事業の健全な発達を阻害する競争 | 20日 | | 40日 | |
| | 道路運送法第30条第3項 | 特定の旅客に対する不当な差別的取扱い | 20日 | | 40日 | |
| | 道路運送法第43条第1項 | 無許可経営 | 60日 | | 120日 | |
| 道路運送法第78条第1項 | 無許可有償運送 | 30日 | | 60日 | | |
| 旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項 | 一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反 | 警告 | 2 | 警告 | 4 |
| | 旅客自動車運送事業運輸規則第10条第2項 | 領収書の発行義務違反 | 警告 | 2 | 警告 | 4 |
| | 旅客自動車運送事業運輸規則第49条第1項 | 1 事故の場合の措置義務違反 2 事故の場合の死傷者の措置義務違反 | 30日 1年 | | 60日 2年 | |
| | 旅客自動車運送事業運輸規則第49条第2項 | 乗務員の禁止行為違反 | 警告 | 2 | 警告 | 4 |
| | 旅客自動車運送事業運輸規則第50条第1項、第6～8項 | 運転者の遵守事項違反 | 警告 | 2 | 警告 | 4 |
| 第9条第1項第2号 | タクシー業務適正化特別措置法第9条第1項第2号 | 受講命令に係る講習未受講(注3) | 60日 | | 120日 | |
| 第9条第1項第3号 | タクシー業務適正化特別措置法第9条第1項第3号 | 重大事故の惹起(注4) 1 自動車事故報告規則第2条第1号に規定する事故を引き起こしたとき | 警告 | 3 | 警告 | 6 |
| | | 2 自動車事故報告規則第2条第3号に規定する事故を引き起こしたとき(注5) I 死亡事故 (1)当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの (2)当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの以外 | 1年 警告 | 2年 1年 | 4年 | |
| | | II 重傷事故(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号に掲げる傷害を生じたもの) (1)当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの (2)当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの以外 | 警告 警告 | 4年(※)+30日 3年 | 6年 | |
| III 重傷事故(自動車損害賠償保障法施行令第5条第3号に掲げる傷害を生じたもの) (1)当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの (2)当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの以外 | 警告 警告 | 3 120日(※)+20日 | 2 2 | 4 4 | | |
| 3 運転者の装置の不適切な操作により、自動車事故報告規則第2条第7号に規定する事故を引き起こしたとき | 警告 | 2 | 警告 | 4 | | |

現 行

別表

| タクシー業務適正化特別措置法 | 違反行為 | | 基準 | | | |
|---|----------------------------|---|-----------|-----------------|-----------|------|
| | 適用条項 | 事 項 | 初違反 | | 再違反 | |
| | | | 再登録禁止期間 | 違反点数 | 再登録禁止期間 | 違反点数 |
| 第9条第1項第1号 | タクシー業務適正化特別措置法第8条 | 登録事項の変更等の届出 | 警告 | 1 | 警告 | 2 |
| | タクシー業務適正化特別措置法第13条 | 運転者証の表示義務違反 | 警告 | 1 | 警告 | 2 |
| | タクシー業務適正化特別措置法第18条 | 運転者証の譲渡等の禁止 | 40日 | | 80日 | |
| | タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項 | タクシー乗車禁止地区における乗車 | 40日 | | 80日 | |
| | タクシー業務適正化特別措置法第47条 | 運転者証等類似不正表示禁止違反 | 40日 | | 80日 | |
| | 道路運送法第4条第1項 | 無許可経営 | 60日 | | 120日 | |
| | 道路運送法第9条の3第1、3項及び道路運送法第10条 | 不当運賃收受等 | 20日 | | 40日 | |
| | 道路運送法第13条 | 運送引受義務違反等 | 30日 | | 60日 | |
| | 道路運送法第14条 | 運送の順序違反 | 10日 | | 20日 | |
| | 道路運送法第20条 | 営業区域外旅客運送違反(注2) | 警告 | 2 | 警告 | 4 |
| | 道路運送法第30条第1項 | 不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害 | 20日 | | 40日 | |
| | 道路運送法第30条第2項 | 事業の健全な発達を阻害する競争 | 20日 | | 40日 | |
| | 道路運送法第30条第3項 | 特定の旅客に対する不当な差別的取扱い | 20日 | | 40日 | |
| | 道路運送法第43条第1項 | 無許可経営 | 60日 | | 120日 | |
| 道路運送法第78条第1項 | 無許可有償運送 | 30日 | | 60日 | | |
| 旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項 | 一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反 | 警告 | 2 | 警告 | 4 |
| | 旅客自動車運送事業運輸規則第10条第2項 | 領収書の発行義務違反 | 警告 | 2 | 警告 | 4 |
| | 旅客自動車運送事業運輸規則第49条第1項 | 1 事故の場合の措置義務違反 2 事故の場合の死傷者の措置義務違反 | 30日 1年 | | 60日 2年 | |
| | 旅客自動車運送事業運輸規則第49条第2項 | 乗務員の禁止行為違反 | 警告 | 2 | 警告 | 4 |
| | 旅客自動車運送事業運輸規則第50条第1項、第6～8項 | 運転者の遵守事項違反 | 警告 | 2 | 警告 | 4 |
| 第9条第1項第2号 | タクシー業務適正化特別措置法第9条第1項第2号 | 受講命令に係る講習未受講(注3) | 60日 | | 120日 | |
| 第9条第1項第3号 | タクシー業務適正化特別措置法第9条第1項第3号 | 重大事故の惹起(注4) 1 自動車事故報告規則第2条第1号に規定する事故を引き起こしたとき | 警告 | 3 | 警告 | 6 |
| | | 2 自動車事故報告規則第2条第3号に規定する事故を引き起こしたとき(注5) I 死亡事故 (1)当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの (2)当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの以外 | 1年 警告 | 2年 1年 | 4年 | |
| | | II 重傷事故(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号に掲げる傷害を生じたもの) (1)当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの (2)当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの以外 | 警告 警告 | 4年(※)+30日 3年 | 6年 | |
| III 重傷事故(自動車損害賠償保障法施行令第5条第3号に掲げる傷害を生じたもの) (1)当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの (2)当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの以外 | 警告 警告 | 3 120日(※)+20日 | 2 2 | 4 4 | | |
| 3 運転者の装置の不適切な操作により、自動車事故報告規則第2条第7号に規定する事故を引き起こしたとき | 警告 | 2 | 警告 | 4 | | |

| 改正 | | | | | | |
|-----------|-------------------------|--|----------|--|--------|-------------------------|
| 第9条第1項第4号 | タクシー業務適正化特別措置法第9条第1項第4号 | 悪質違反 救護義務違反(ひき逃げ)、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転 無免許運転、酒気帯び運転 | 2年 | | 2年 | |
| | | 大幅な最高速度違反行為 (1)速度超過50km以上 (2)速度超過30(高速40)km以上50km未満 | 警告 警告 | | 4 3 | 1年(※)+30日 90日(※)+15日 |
| | | 最高速度違反(速度超過30(高速40)km未満) | 警告 | | 2 | 警告 |
| | | 駐停車違反、自動車を離れて直ちに運転することが出来ない状態にする行為 | 警告 | | 1 | 警告 |
| | | 殺人、強盗、 不問容性行等 、 不問容わいせつ等 刑法上生命、身体、自由に対する罪を構成する行為 | 2年 | | 2 | 2年 |
| | | 傷害、暴行、脅迫等刑法上生命、身体、自由に対する罪を構成する行為 | 1年 | | 2 | 2年 |
| | | 売春防止法、銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬及び向精神薬取締法、 堂証刑取締法 の罪を構成する行為 | 1年 | | 2 | 2年 |
| | | 窃盗、横領等刑法上財産に対する罪を構成する行為 | 180日 | | 360 | 360日 |
| | | 軽犯罪法(悪質な容引き等)の罪を構成する行為 | 20日 | | 40 | 40日 |
| | | 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項の規定により届け出た運賃によらないで、運賃を不当に收受する行為 | 20日 | | 40 | 40日 |
| 第9条第1項第5号 | タクシー業務適正化特別措置法第9条第1項第5号 | 不正手段による登録 | 60日 | | 120 | |

注1. 表中(※)が付されている日数は、当該事項の違反により道路交通法上の運転免許の効力の停止等の処分を受けていると認められる場合には合算しないものとする。
注2. 「営業区域外旅客運送違反」については、運送の引き受けが営業所において行われた場合には適用しない。
注3. 「受講命令に係る講習未受講」とは、「タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づく講習の受講命令の発動基準について」(平成26年10月7日付け公示第47号)に基づき、タクシー事業者に対し期限を定めてその雇用する登録運転者に講習を受けさせる旨の命令を発動した場合に、当該登録運転者が当該命令に係る講習を受講しない場合をいう。
注4. 1～3中「事故を引き起こしたとき」とは、登録運転者が当該事故のいわゆる第一当事者と推定された場合をいう。
注5. I～III中、「当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの以外」とは、当該事故について、道路交通法上、交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合以外における点数が付加されたと認められる場合をいう。

| 現行 | | | | | | |
|-----------|-------------------------|--|----------|--|--------|-------------------------|
| 第9条第1項第4号 | タクシー業務適正化特別措置法第9条第1項第4号 | 悪質違反 救護義務違反(ひき逃げ)、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転 無免許運転、酒気帯び運転 | 2年 | | 2年 | |
| | | 大幅な最高速度違反行為 (1)速度超過50km以上 (2)速度超過30(高速40)km以上50km未満 | 警告 警告 | | 4 3 | 1年(※)+30日 90日(※)+15日 |
| | | 最高速度違反(速度超過30(高速40)km未満) | 警告 | | 2 | 警告 |
| | | 駐停車違反、自動車を離れて直ちに運転することが出来ない状態にする行為 | 警告 | | 1 | 警告 |
| | | 殺人、強盗、 強盗、強制わいせつ等 刑法上生命、身体、自由に対する罪を構成する行為 | 2年 | | 2 | 2年 |
| | | 傷害、暴行、脅迫等刑法上生命、身体、自由に対する罪を構成する行為 | 1年 | | 2 | 2年 |
| | | 売春防止法、銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬及び向精神薬取締法、 堂せい刑取締法 の罪を構成する行為 | 1年 | | 2 | 2年 |
| | | 窃盗、横領等刑法上財産に対する罪を構成する行為 | 180日 | | 360 | 360日 |
| | | 軽犯罪法(悪質な容引き等)の罪を構成する行為 | 20日 | | 40 | 40日 |
| | | 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項の規定により届け出た運賃によらないで、運賃を不当に收受する行為 | 20日 | | 40 | 40日 |
| 第9条第1項第5号 | タクシー業務適正化特別措置法第9条第1項第5号 | 不正手段による登録 | 60日 | | 120 | |

注1. 表中(※)が付されている日数は、当該事項の違反により道路交通法上の運転免許の効力の停止等の処分を受けていると認められる場合には合算しないものとする。
注2. 「営業区域外旅客運送違反」については、運送の引き受けが営業所において行われた場合には適用しない。
注3. 「受講命令に係る講習未受講」とは、「タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づく講習の受講命令の発動基準について」(平成26年10月7日付け公示第47号)に基づき、タクシー事業者に対し期限を定めてその雇用する登録運転者に講習を受けさせる旨の命令を発動した場合に、当該登録運転者が当該命令に係る講習を受講しない場合をいう。
注4. 1～3中「事故を引き起こしたとき」とは、登録運転者が当該事故のいわゆる第一当事者と推定された場合をいう。
注5. I～III中、「当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの以外」とは、当該事故について、道路交通法上、交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合以外における点数が付加されたと認められる場合をいう。